

当署管内におけるゴミ不法投棄の実態とその対策等について

青森森林管理署

○森林官 木下 尚法
森林官 櫻田 洋治
森林官 木戸口 雄介
森林官 藤林 博

1 はじめに

近年、山林に不法投棄されたゴミについては、社会的関心も高まってきている。特に最近では青森県と岩手県の県境に不法投棄された産業廃棄物の話題は、報道機関においても大きく取り上げられた。

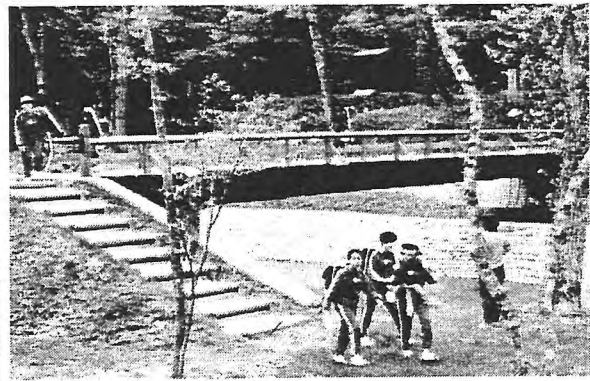
青森森林管理署管内の国有林野も飲料水や農業用水等の生活用水として重要な水源となっているとともに、優れた景観を持つ十和田八幡平国立公園（写－１）・津軽国定公園、森林レクリエーションの森（写－２）なども多く抱えている。

このまま不法投棄を放置すれば、国有林野の適正な管理という観点から問題を生じるばかりでなく、不法投棄を助長させることになり、ひいては環境汚染を招くことも懸念される。

そこで、当署管内におけるゴミ不法投棄の実態と処理方法、またその対策等取り組んだ内容について発表することとした。



写－１



写－２

2 当署管内の不法投棄調査の結果

図－１は当署管内で、平内町から竜飛崎にかけ全ての河川が陸奥湾と津軽海峡に注いでいる。

当署では、昨年５月に管内の国有林野内へのゴミの不法投棄の実態を把握する調査を行った。図－１の丸印が不法投棄のあった箇所である。その結果は以下のような特徴がみられた。

- (1) ゴミを投棄された場所は、14路線27箇所であった。また、ゴミを捨てられている場所の面積は、小さいもので5m×5m、大きいもので30m×80mであった。
- (2) この投棄されている場所は車で行ける道路沿いが多く、従来から投棄されている場所に続いて投棄されていることが多かった。
- (3) ゴミの投棄は、夜暗くなってからであるとか人目に付かない場所であるといった理由により投棄者が判別できるゴミは極めて少ない。



図-1

また、投棄されたゴミの種類は、自動車、タイヤ、バッテリー、家電製品や一般家庭で出るゴミまで多岐にわたっている。

表-1は、27箇所のゴミを種類別に分けた結果である。1箇所に複数の種類のゴミがある場合は、それぞれを1つと計算した。結果は、建築廃材等の産業廃棄物が11%、自動車、バイク、タイヤ、バッテリーが39%、家電が17%、一般ゴミ類が33%であった。

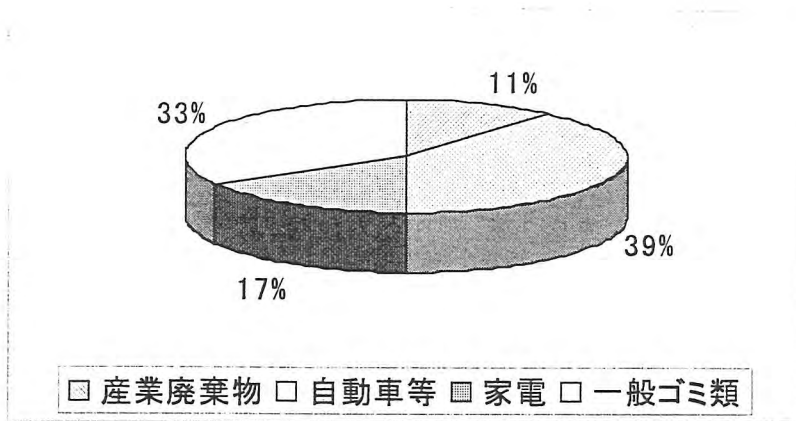


表-1

3 投棄されたゴミに対するの具体的処理方法

(1) 警察署と連絡を取り、投棄者に廃棄物を処理させた事例（宮田森林事務所）

投棄者が判別できるゴミで、警察署と連絡を取り、投棄者に処理させた事例は当署では3件あった。

写-3は青森市滝沢地区、県道清水川-滝沢野内線沿いの旧鉱山事務所跡地に投棄されたゴミで、冷蔵庫などの家電製品や本などの一般ゴミが投棄されていた。まず森林官が廃棄物を調べ、その結果、投棄者につながるものが見つかった為、交番へ情報提供をし今後の対応について相談した。その後、双方実況検分を行い、警察署より投棄者へ連絡、投棄者にゴミを処理させた。



写-3

(2) 関係機関と連携を取り廃棄物を処理した事例（平内森林事務所）

関係機関と連携して廃棄物を処理した事例は、当署では4件あった。

写-4は、平内町盛田地区に投棄されたゴミで、耕耘機、オートバイ、家電製品から一般ゴミまで投棄されていた。森林官が不法投棄を発見したものの、投棄者は判別できない状況にあった。しかし、環境汚染や景観上の問題から、町役場と連携を取り処理することとした。

この時は、町役場にゴミの処分をお願いし、回収には当署も協力して一掃した。また、同時に増田地区に投棄されていた、タイヤ、ホイール等も併せて処理した。

さらにこの他に、青森市民の自慢である日本一おいしい水を守るため、当署と青森市が相互で情報交換し、市水道部が独自に廃棄物を処理した事例もある。



写-4

(3) 当署が独自に廃棄物を処理した事例（大平森林事務所）

ゴミの投棄をそのまま放置すればさらに拡大する恐れがあるため、署独自で処理した事例は当署では2件あった。

写-5は、蟹田町大平地区の県道鱒ヶ沢-蟹田線沿い、六郎沢入口に投棄されたゴミで、入林者が投棄したと思われる空缶、弁当ガラ、雨合羽、長靴といった小さなゴミを一箇所に集めた後の様子である。このゴミの大半は周辺の雑草の中に捨てられていた。

結果的にここで回収したゴミは、45リットル入りゴミ袋で22袋分であった。意外にも多かったのは、合羽や長靴といった山菜採りの際に身につける道具であった。

ゴミ処理後は、看板の設置及び敷地内の周囲に生えていた雑草の刈払いを行った。

また、この場所ではその後の追跡調査を1ヶ月半程度行い、看板等の効果を調査した。結果は、看板設置や刈払いの効果が表れ、ゴミの投棄は大幅に減少した。しかし100%の阻止には至らなかった。

この事例と同様に、眺望山入口である内真部管理棟付近においても利用者の残したゴミが後を絶たない状況にあり悩まされている。これに対し、自然休養林管理協議会において森林官がゴミの回収について要請した。その結果、青森市がゴミの回収に来ることとなった。



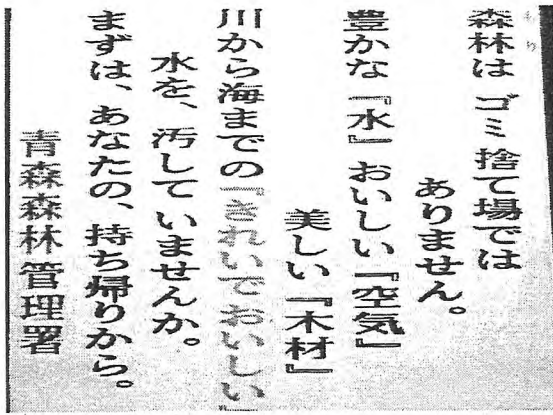
写-5

4 ゴミの投棄を防止するための取組

写-6・写-7は、当署が独自で作成した看板である。ゴミの投棄を防止するための対策として、当所管内では現在6森林事務所に設置している。この看板は、作成の際、文字の型の抜き取りや看板吹き付け等にかかなりの時間と技術を要した力作である。

また、同じ看板でも他の行政機関と協力して作成したものを、写-8のように観光客や山菜採り等で賑わう八甲田地区の人目に付く道路沿いに設置している。この看板は当署の他に、環境省十和田自然保護官事務所、青森県環境保健センター、青森市水道部、青森警察署との共同設置である。

さらにそのほかの防止対策として、車両の立ち入りを禁止するため、ロープ、土塁等を設置した事例も2件あった。



写-6



写-7



写-8

5 まとめ（不法投棄防止へ向けて）

（1）看板の設置・広報等による不法投棄防止の啓蒙

不法投棄防止への対策としてまずあげるのは、看板の設置・広報等による不法投棄防止の啓蒙である。看板の設置については先に記したとおりであるが、広報等による呼びかけにはさらなる効果が期待される。

写-9は、平成15年1月6日の東奥日報夕刊の記事で、昨年の家庭ゴミの不法投棄で警察に摘発され、何十万も罰金を受けた事例がいくつか掲載されている。実際、私自身も発表者でありながら、家庭ゴミの不法投棄でこんなにも重い罰があるということ

初めて知ったが、まだこのようなことを知らない人はたくさんいるように思われる。よって、このような形での法律の周知はモラルの向上に大きな期待ができるため、報道機関への情報提供等を行っていくことは大事であると考えられる。



写-9

(2) 林野巡視等の強化

次の対策は、林野巡視等の強化である。森林官の業務の中に林野巡視があるが、森林官のみでゴミの不法投棄に日夜目を光らせるだけでは限界があるため、一般入林者や立木の伐採等で入林する業者、さらには地元住民の協力も仰ぎながら多くの目による監視を実現していく必要があり、そのためにも森林官は、地元と意志の疎通をすることが大切であると考えられる。

(3) 関係機関との連携

3番目の対策は、関係機関との連携である。前半でもゴミの処理で事例をいくつか紹介したが、投棄を未然に防ぐためにも日頃より関係機関と情報交換をすることは当然必要であり、特に森林管理署としてその取組に限度があることから、連携しての取組はより重要になってくると考えられる。

最後に、国有林野へのゴミの不法投棄については、決定打がないという状況にある。しかし、国有林野の適正な管理及び環境汚染等の観点からも極めて重要な課題であることから、この取組を地域とともに地道に継続していくことが必要であると考えられる。